

かがやくけん、かがわけん。

香川県

# かがわの「環境にやさしい農業」

## 推進計画



令和4年3月

香川県



## 目次

第1	はじめに	
1	計画策定の趣旨	..... 1
2	計画の位置づけ	..... 4
3	計画期間	..... 4
第2	現状と課題	
1	取組拡大と担い手の確保・育成について	
	(1)取組拡大	
	1)環境保全型農業の推進	..... 5
	2)土づくりと肥料・農薬の効果的な利用	..... 7
	3)GAPの取組推進	..... 8
	(2)有機農業を核とした担い手の確保・育成	
	1)有機農業者	..... 9
	2)有機農業指導者	..... 9
2	環境にやさしい農産物の流通・販売について	..... 9
3	流通業者・消費者の理解について	..... 10
	(1)エシカル消費の推進	..... 11
第3	推進方向と施策	
1	取組拡大	
	(1)生産拡大	
	1)環境保全型農業の推進	..... 12
	2)GAPの取組推進	..... 14
	(2)有機農業を核とした担い手の確保・育成	
	1)新たに有機農業を行おうとする者の支援	..... 15
	2)有機農業者ネットワークや産地づくり	..... 15
2	需要拡大	
	(1)流通・販売について	..... 16
	(2)流通業者・消費者の理解について	..... 16
第4	推進体制	
1	県の推進体制	..... 17
2	関係機関等との連携	..... 18

【参考資料】

○農林水産省パンフレット	
「農林水産業×環境・技術×SDGs」抜粋	…… 19
○みどりの食料システム戦略(抜粋)	…… 21
○有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)	…… 24
○用語解説	…… 27



# 第1 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

農業は、食料の供給という役割を担っており、農産物の品質の確保と安定的な供給のためには、化学的に合成された肥料や農薬(以下「化学肥料」「化学合成農薬」という。)の適正な使用は欠かすことができないものの、過度な依存によって、河川や地下水等の水質や生態系への負荷が懸念されています。本来、農業は、環境との調和を基本とした産業であり、県土や環境の保全といった多面的な機能を将来にわたって発揮していくためには、有機性資源を有効に利用した土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬に過度に頼らない、環境の負荷に配慮した農業が求められています。

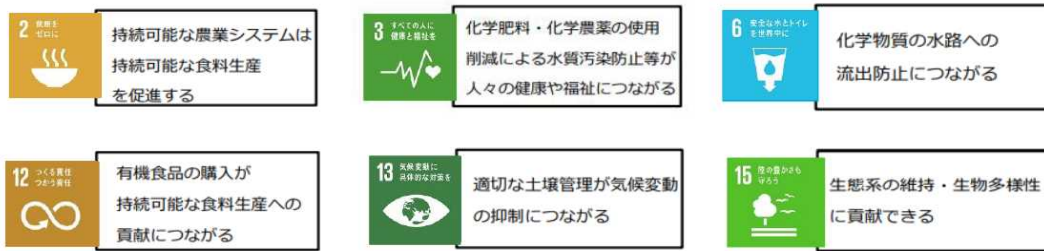
また、近年は、地球温暖化の進行に伴い、大規模災害の頻発などが問題となる中、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「脱炭素社会」の実現を目指すことを宣言しています。国の環境に関する研究を行う国立環境研究所によると、地球温暖化に影響するとされる温室効果ガスの日本における排出量は、2019年度にはCO<sub>2</sub>換算で12億1,200万トンであり、そのうち農林水産分野での排出量は、約4,700万トンと全排出量の3.9%であるとされています。

さらに、農業分野では、地球温暖化による自然災害に加え、農業従事者の減少や高齢化といった課題のほか、新型コロナウイルスを契機とした生産や消費の変化などといった新たな問題にも直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、農業従事者の減少やポストコロナなども見据えた、持続可能な農業を推進していくことが求められています。

こうした中、令和3年5月、国は「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに、環境負荷の軽減を図りつつ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションにより実現するという新しい政策方針を示し、地球温暖化や化学農薬・化学肥料の低減とともに、有機農業の取組みの拡大を目指すこととしており、特に有機農業は、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すとともに、有機農業の取組拡大は、農業施策全体や農村における国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献するものとされています。

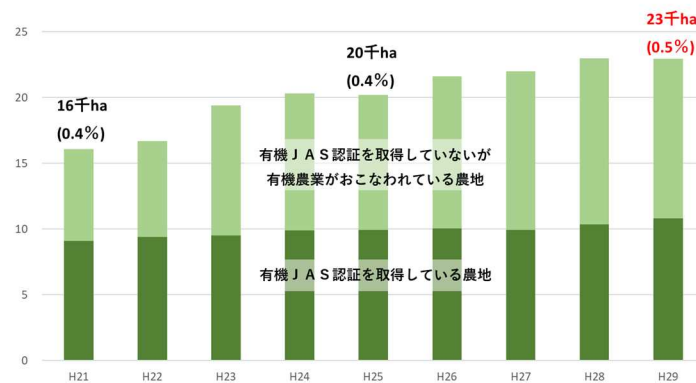


(参考) IFOAM(国際有機農業運動連盟)による有機農業とSDGsの関係



※IFOAMジャパンの資料をもとに農林水産省生産局農業環境対策課が作成

## 有機農業の取組面積(全国合計)

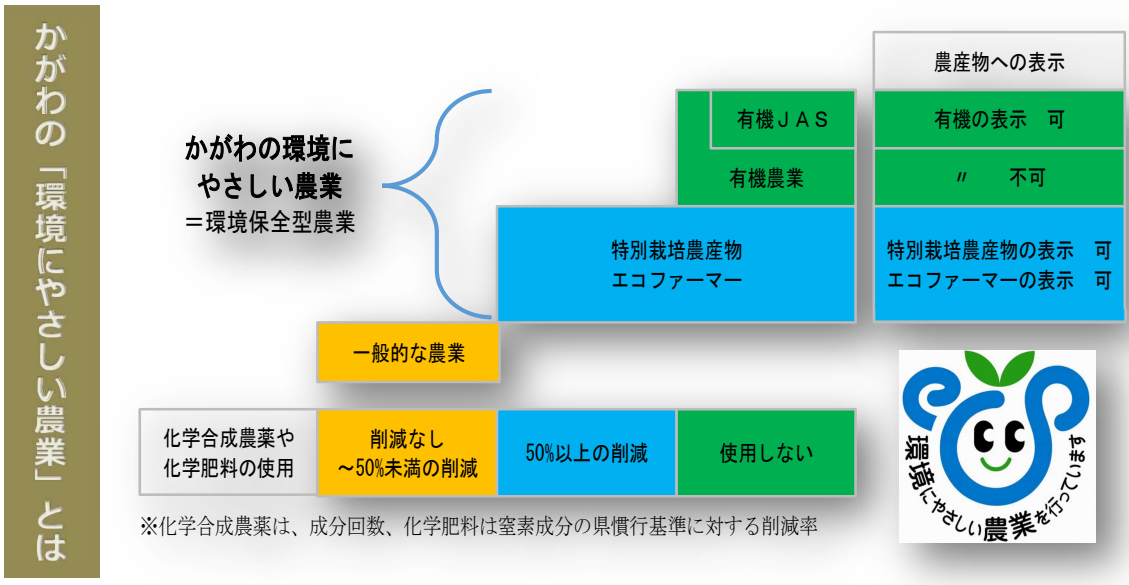


※( )内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合

一方、本県においても消費者の安全志向やニーズの多様化などから化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した農業、もしくは、一切使用しない有機農業など、環境にやさしい農業によって生産された農産物に対する一定のニーズがあるものの、現在、これら環境保全型農業の取組みは、品目・対象者・手法(技術)が限定的になっています。

また、令和3年10月に策定した「香川県農業・農村基本計画」において、脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素化の観点から、ため池等を活用した太陽光発電、農業用ハウスや農業機械等の省エネルギー化、麦藁など有機物のすき込みや堆肥化による土づくりへの活用、食品ロスの削減や未利用農産物の有効活用などに取り組むこととしています。

こうした状況を踏まえ、有機農業を含めた環境保全型農業について、農業者やその他関係者、消費者の理解と協力を得ながら、環境にやさしい農業の普及に向けて、農業者やエコファーマーが安定的な経営と経営発展が図れるよう支援し、有機農産物等の環境にやさしい農産物の販路拡大などに努め、本県における有機農業の持続的な発展を図るべく、新たな「かがわの「環境にやさしい農業」推進計画」を策定します。



**【環境保全型農業の定義】**

本計画において、環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義します。

**【有機農業の定義】**

本計画において、「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律第2条に規定されている、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」のことを指しています。また、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づく、「有機農産物の日本農林規格(有機JAS)」で規定する生産の方法に限定はしていません。

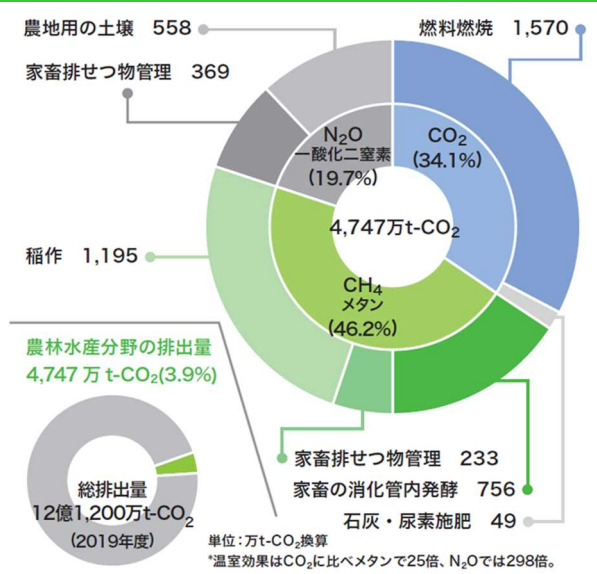
また、「有機農業者」とは、有機農業に取り組む農業者のことを指します。

有機農業についても、労働時間や収量などの面において課題はあるものの、化学合成農薬や化学肥料を使用しないという面では環境保全に資する農業であることから、環境保全型農業の一つの形態として位置づけられます。

**【環境にやさしい農産物の定義】**

本計画における「環境にやさしい農産物」とは、本県において実施される有機農業を含む環境負荷軽減を図った「環境保全型農業」により生産された農産物のことを指します。

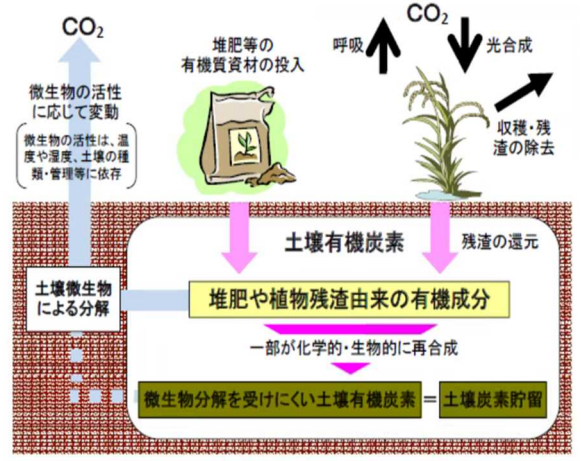
**日本の農林水産分野の温室効果ガス排出量**



出典: 温室効果ガスインベントリオフィス (GIO)

**農地管理による炭素貯留について**

**【農地・草地土壌の炭素収支モデル】**



農地に施用された堆肥や緑肥等の有機物は、多くが微生物により分解され大気中に放出されるものの、一部が分解されにくい土壌有機炭素となり長期間土壌中に貯留される。



## 2 計画の位置づけ

この計画は、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。)第7条第1項の規定に基づき策定したもので、「香川県農業・農村基本計画(令和3年10月策定)」に位置づけた「環境に配慮した農業の推進」に向けて、県が農業者、その他の関係者や消費者等と連携しながら進めるための計画とします。

## 3 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。





## 第2 現状と課題

### 1 取組拡大と担い手の確保・育成について

#### (1)取組拡大

##### 1)環境保全型農業の推進

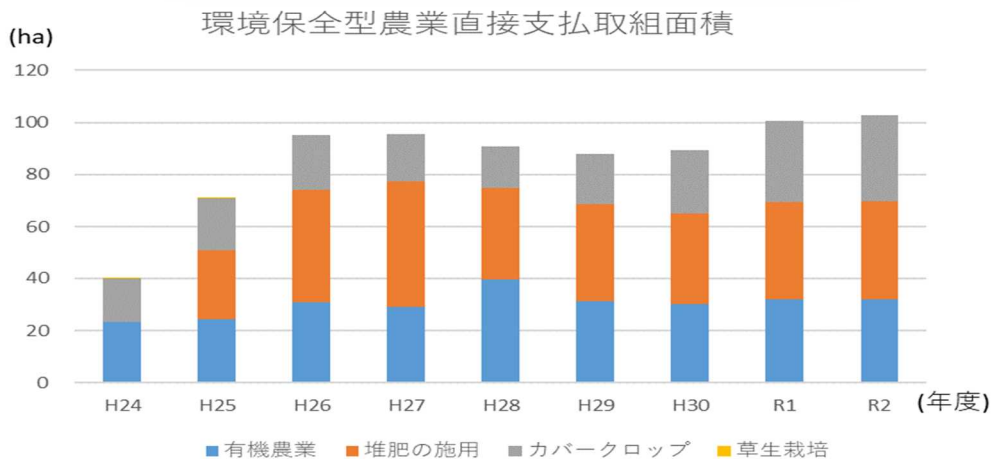
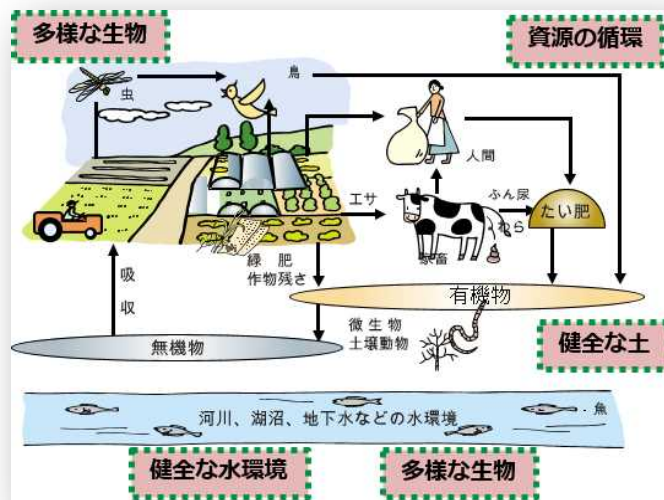
農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

環境問題に対する関心が高まる中で、国では、農業生産全体の在り方について、環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても炭素貯留効果等を発揮し、地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全型農業を積極的に推進しています。

その一環として、有機農業を含む環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」を平成23年から実施しています。

県では、平成24年度から国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等への直接支援を行っています。

農業の自然循環機能のイメージ



## 環境保全型農業直接支払交付金の概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。

### 対象となる取組



### 交付単価 (R2 年度～)

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>注)</sup> に限り、2,000円を加算。	
そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用	4,400
カバークロープ	6,000
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
草生栽培	5,000

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

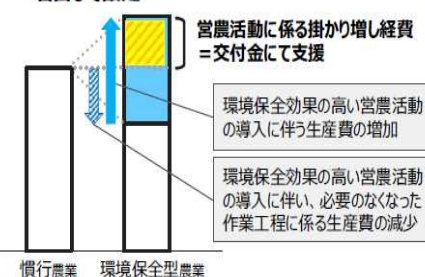
全国共通取組	交付単価 (円/10a)
不耕起播種	3,000
長期中干し	800
秋耕	800

地域特認取組
交付単価は、都道府県が設定します。

**!** 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

✦ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定

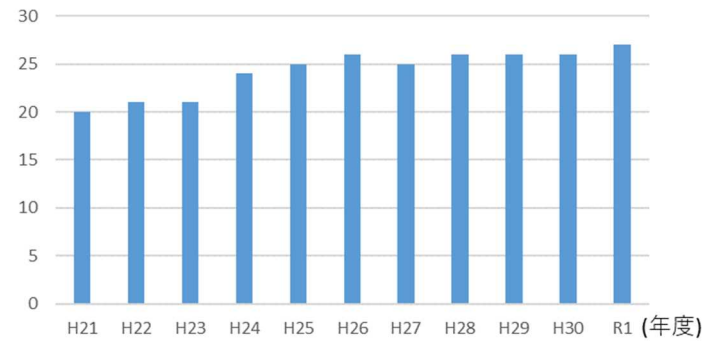


また、環境保全型農業の一形態である有機農業における県内の取組みは、漸増傾向にあるものの、全体に占める割合はかなり低く、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業の現状や課題等を十分理解して、従事することができるよう人材育成に向けた取組みが必要となっています。

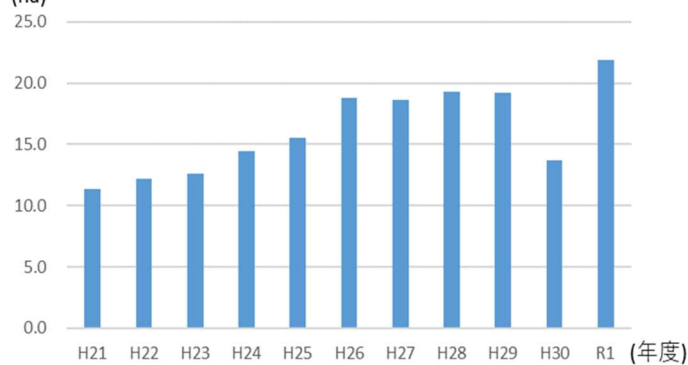
また、慣行的に使用している化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らし、限られた農薬等を用いた栽培により安定的に生産を行っていくためには高度な技術と代替技術の導入のためのコストや労力が必要となります。さらに、有機農業では、化学肥料や化学合成農薬を一切使用しないことから、安定生産技術の確立がより難しく、収量が低い、品質にばらつきがあるといった特徴があり、このため、一定の技術習得までに時間を要する傾向があります。加えて、近年の気候変動に対応した技術等の確立も求められています。

## 県内の有機JAS認証者及び面積(農林水産省HPより)

(戸) 有機JAS認証農家戸数



(ha) 有機JAS認証ほ場面積



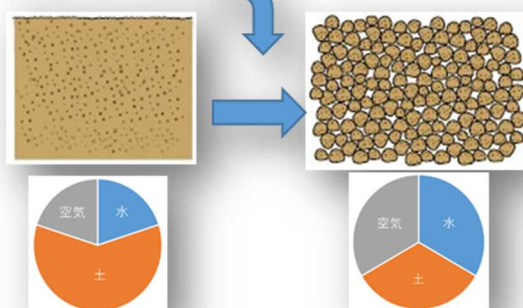
## 2) 土づくりと肥料・農薬の効果的な利用

化学肥料や化学合成農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者や実需者のニーズの高まりに対しては、堆肥などを活用した土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した生産方式の普及が必要となりますが、土づくりに使用する堆肥は、使用する農業者も高齢化と散布労力の不足などから、その施用量が低下してきており、安定的な堆肥の生産や堆肥の活用を促進する必要があります。この安定的な堆肥の生産にあたっては、農業者の中でも耕種農家と畜産農家が連携して地域の資源を循環させる耕畜連携の取組みが重要です。

また、炭素率の高い堆肥の施用は、炭素貯留効果が高く、水質保全にも効果が期待されています。

### 土づくりのイメージ

堆肥などの施用



※土づくりの効果  
(物理性の改善)

有機質を入れると、団粒構造ができ、空気や水を適当に含むことができ、作物の根が伸びやすい。



### 【耕畜連携とは】

米麦や野菜等を生産している耕種農家から畜産農家へ稲わらなどを家畜の飼料や敷料として供給し、逆に畜産農家から堆肥を供給する等、耕種サイドと畜産サイドが連携して資源循環を図ることをいいます。肥料・飼料費の削減につながる等、双方にメリットがあります。

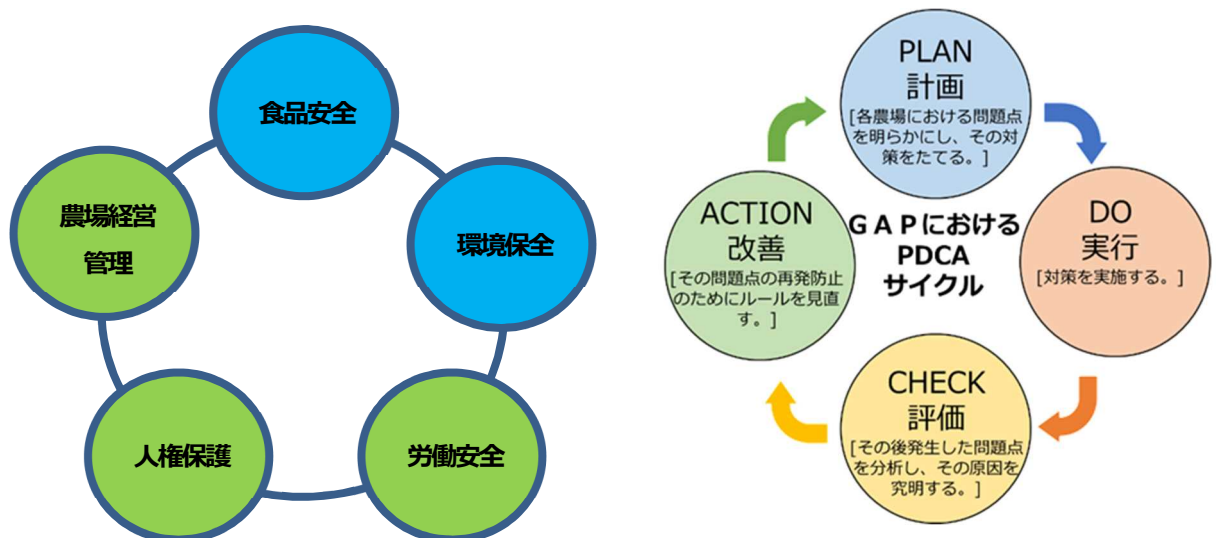
### 耕畜連携のイメージ



### 3) GAPの取組推進

環境にやさしい農業は、環境負荷を軽減した農業ですが、経営を継続するためには、環境保全の取組みに加え、特に食の安全や労働安全を確保する取組みも重要であり、本来の目的である環境保全に加え、安全・安心な農産物生産や労働安全の確保、経営の改善につながるGAPの導入を推進する必要があります。

### GAPの取組項目と実践の流れ



※GAP (Good Agricultural Practices : 農業生産工程管理)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みの事です。

環境保全の項目では、農業による環境汚染の防止、適切な施肥、土壌侵食防止、廃棄物の適正処理・利用など、農場及び周辺の環境について取り組むこととなっています。

## (2) 有機農業を核とした担い手の確保・育成

### 1) 有機農業者

有機農業に取り組む農業者数は、近年横ばいで推移しており、依然として少数に留まっています。より一層の増加を図るためには、安定して有機農産物を生産できる技術の習得や販路・ほ場・労働力の確保等を図る必要があります。

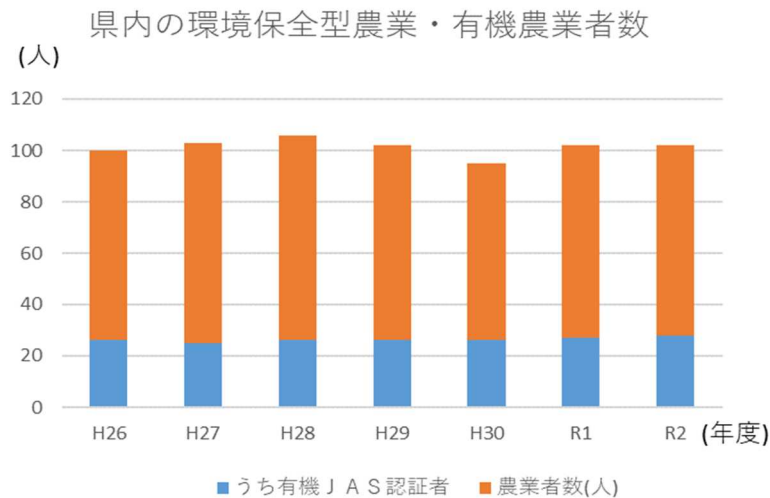
また、今後の需要が見込まれる有機食品市場には、有機JASマークの表示が必要とされることから、有機JAS認証の取得を進める必要があります。

一方、県内の有機農業者が相互に情報交換でき、技術の向上や共同での販路開拓、出荷・販売の自主的な取組みができるよう、平成26年8月には「NPO法人かがわ有機ネットワーク」が設立されています。

また、農業大学校では、有機農業の理解促進を図るため、学生や新規就農者等を対象とした有機農業の講義を行っています。

### 2) 有機農業指導者

有機農業に係る県の担当者は、現在、農業経営課の2名に加え、県下に4カ所ある農業改良普及センターに各1名を配置して、有機農業に関する問合せに対応できる体制を確保し、相談・指導活動を行っています。



## 2 環境にやさしい農産物の流通・販売について

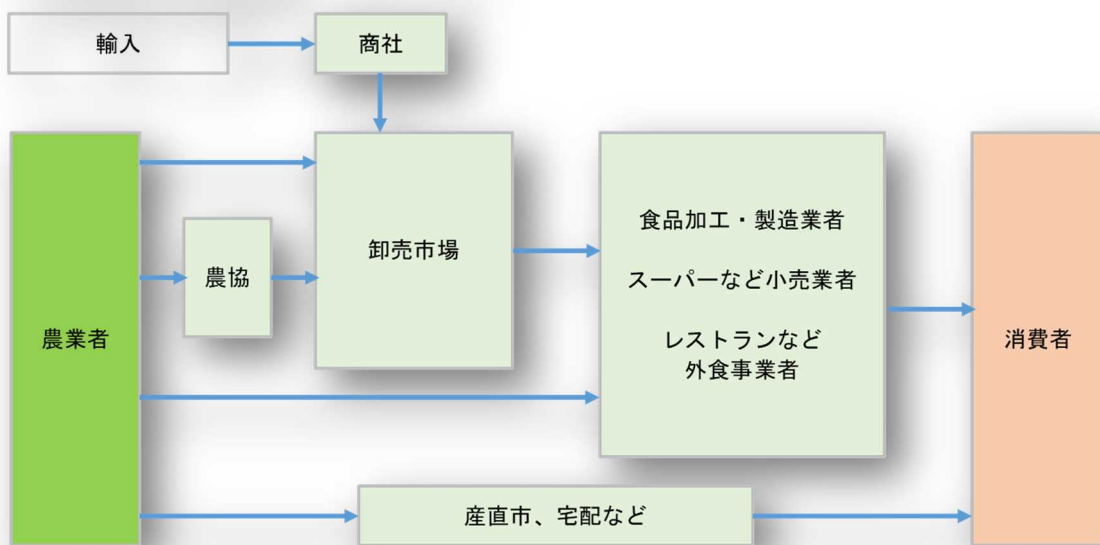
通常の水果物は、大半が卸売市場を通して消費者へ届けられ、産直市や宅配など農業者から直接消費者へ流通する量は少なくなっていますが、国内で生産される有機農産物は、通常の水産物と別に扱う必要があります。卸売市場や一般の量販店などの流通よりも農業者が個別に消費者やレストラン、有機農産物の専門店などへ直接届ける流通が多く、消費者の方が量販店などで有機農産物を手にする機会が少ない状況にあります。

また、卸売や小売りなどの流通業者からは、有機農産物の取扱いに一定の理解はあるものの、販売価格や量についての課題がみられます。

参考：流通業者からの意見（R3年6月～8月 農業経営課聞き取り）

- 有機農産物は、手間を考慮して、高めに仕入れてはいるものの、価格は同程度に抑えているため、利益率は低い。
- 有機農産物の売れ行きは、一般品の売れ行きとほぼ一致しており、有機農産物だから売れるという感じはない。
- 海外の状況から国内でも流通が伸びていくと思われるものの、現状の売り上げに占める有機農産物の割合は、都市圏でも数%、県内では、更に低く、東京や大阪などと地方との購入力差を感じる。
- 県内の有機農産物でコーナーを設けるには、品数、量とも足りない。

○青果物の流通経路（イメージ）



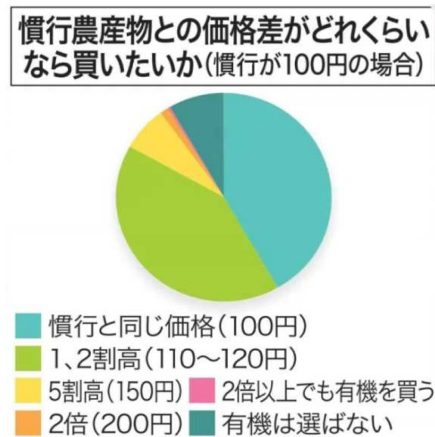
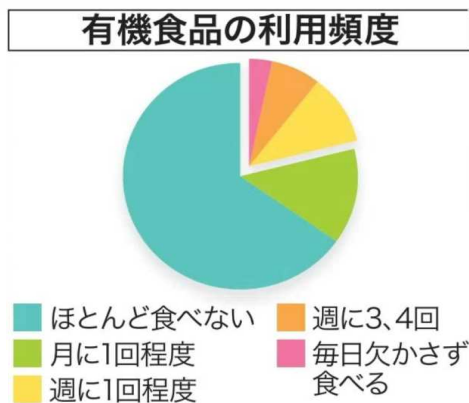
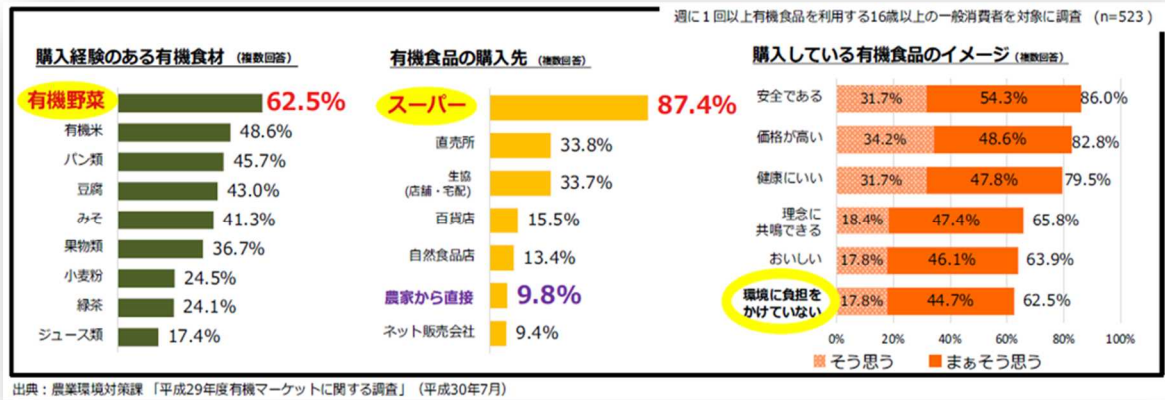
3 流通業者・消費者の理解について

国のアンケート調査において、消費者の17.5%が週に1回以上有機食品を利用していると回答しているなど、有機農産物に対する消費者の志向は高まっています。

しかしながら、日本農業新聞が実施したインターネット調査では、「有機食品を食べる頻度は「ほとんど食べない」が65%でトップ。「月に1回程度」（14%）と合わせると8割に上り、有機食品を食べる習慣がない人が多い。」との結果となっており、環境にやさしい農業への消費者の理解獲得が課題となっています。

有機農産物の消費の動向（農林水産省）





出典：日本農業新聞 インターネット調査(2021年9月15日)

## (1) エシカル消費の推進

農林水産統計(平成27年度 農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査 有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査)によると、消費者が環境にやさしい農産物を選択・購入する動機としては、「安全だと思っから(87.5%)」「環境に配慮した農業をしている生産者を応援したいから(45.5%)」「健康上の理由から化学肥料や農薬を使用していない農産物を必要とする(28.2%)」となっており、環境にやさしい農産物を購入する動機として、安全安心・健康への関心に比べると、環境にやさしい農業の目的である環境保全を動機にする割合は、低くなっています。

このため、消費者には、農産物の購入の際には、安全安心・健康とともに、環境にやさしい農産物の選択・購入が、環境に配慮した購買行動(エシカル消費)であり、SDGsの達成にもつながるということを理解してもらうよう啓発し、普及していくことが重要です。

※「倫理的消費(エシカル消費)」とは?

「エシカル」とは、英語で「倫理的な」という意味の英語の形容詞を、そのままカタカナに置き換えた言葉で「エシカル消費」を直訳すると「倫理的な消費」となります。

つまり、「安くて良いモノ」といった基準ではなく、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこととなります。エシカル消費は、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールのうち、特にゴール12に関連する取組みになっています。



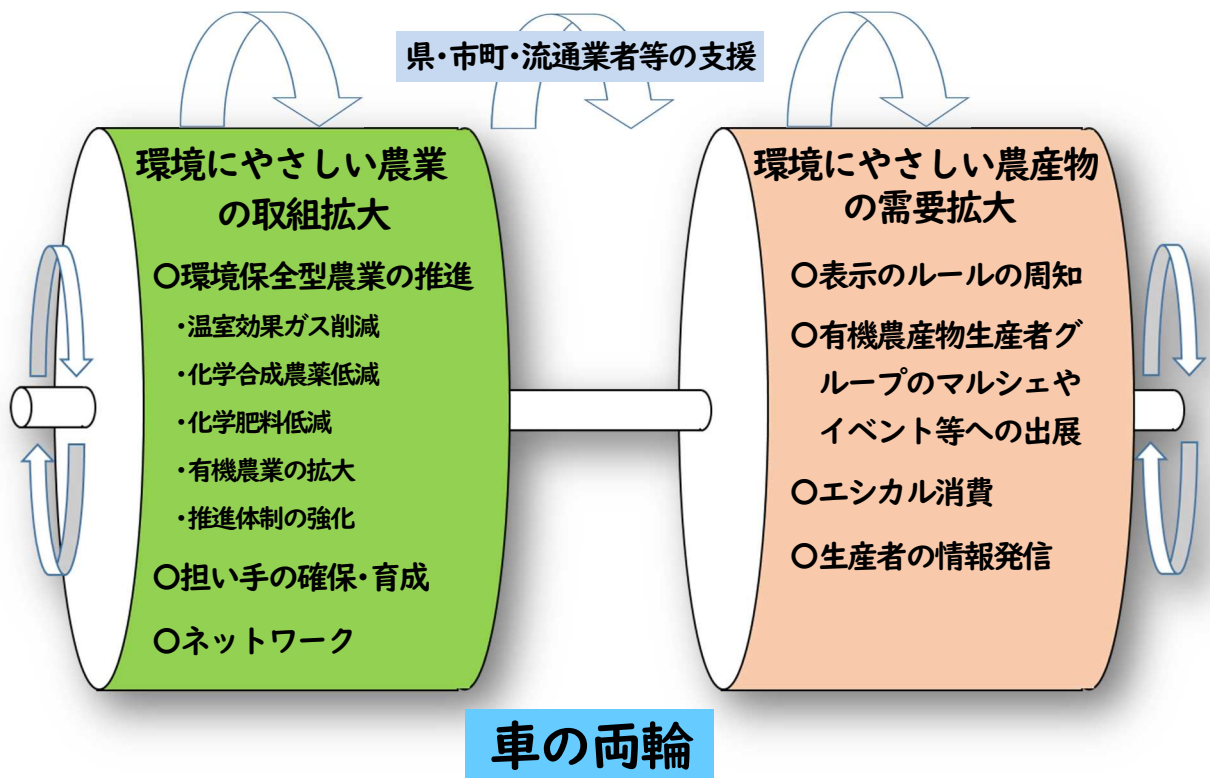
持続可能な開発目標(SDGs)の12番目は「つくる責任 つかう責任」



### 第3 推進方向と施策

かがわの環境にやさしい農業の取組拡大と需要拡大をそれぞれ車の両輪として、各種施策を連動させながら進めていくことにより、かがわの「環境にやさしい農業」の持続的発展につなげていきます。

#### 推進のイメージ



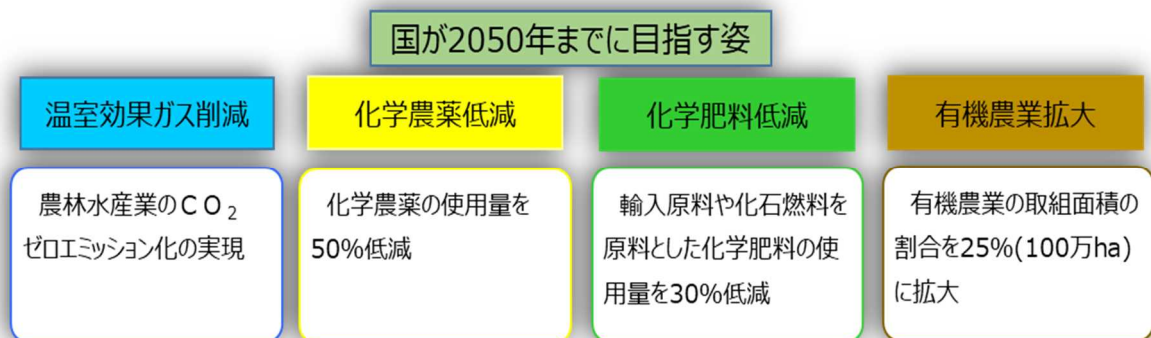
特に、有機農業者や有機農業に取り組む団体等の主体的な取組みへの支援を基本に、既存の農業者や新たに有機農業に取り組もうとする者が取り組みやすい環境づくりや有機農産物の生産・流通の拡大に向けた支援を行います。

#### 1 取組拡大

##### (1) 生産拡大

##### 1) 環境保全型農業の推進

環境にやさしい農業の推進では、将来に向けた農業のゼロエミッションの実現と持続的発展のため、温室効果ガス削減、化学合成農薬低減、化学肥料低減、有機農業の拡大を4つの柱として、「環境にやさしいグリーンな農業」へ転換するため、産地に適した栽培技術や省力化技術の実証・導入を図ります。



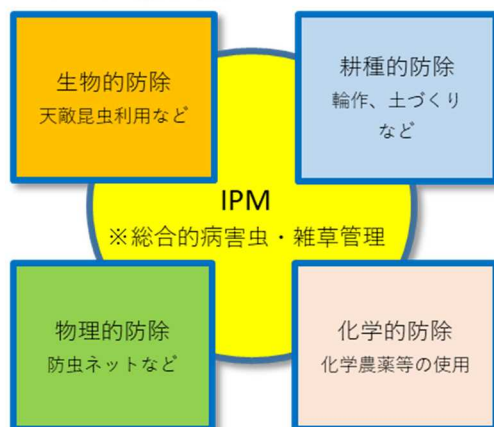
① 温室効果ガス削減

二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの排出を低減する栽培技術の実証を通じた技術普及を行い、積極的な導入を推進します。また、炭素貯留(有機炭素として土壌中に長期間残存)の効果が期待される麦わら、稲わら、もみ殻などの有機物は、ほ場へのすき込みや堆肥化などによる土づくりを推進します。

② 化学合成農薬低減

化学合成農薬に過度に頼らず、発生予察等を活用することにより発生状況に応じた防除対策を講じ、耕種的防除、生物的防除、物理的防除、部分防除技術等を組み合わせた総合的病害虫・雑草管理(IPM)について、技術開発や実証に基づいて、栽培指導や研修会等を行うことにより、技術定着を図ります。また、AIを活用した病害虫早期診断など、スマート農業技術を活用した効率的な防除技術の開発・普及を推進します。

**IPMの考え方**



※総合的病害虫・雑草管理(Integrated Pest Management)の略称で、利用可能なすべての防除技術(耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除)の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、病害虫・雑草の発生を抑える技術です。

③ 化学肥料低減

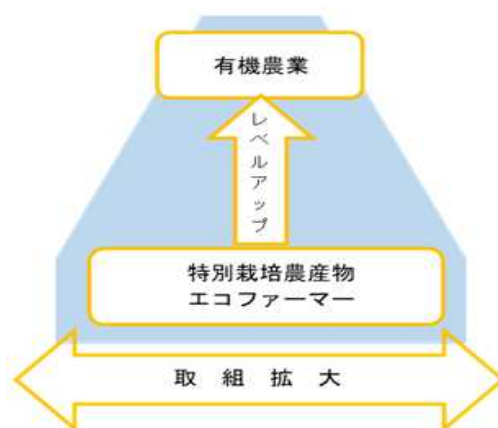
生産部会や農業者自らが土壌分析に基づく定期的な施肥体系の検証・見直しを行い適正な施肥となるよう、土壌分析の定期的な受診を誘導し、農地ごとの土壌測定データに基づくデータ駆動型の土づくりを推進します。

また、農業者や指導者を対象に、土づくり・施肥改善研修会等を開催し、土壌肥料に係る知識習得や施肥技術の向上を促し、施肥改善の実践・指導ができる人材を育成します。

#### ④ 有機農業の拡大

有機農産物を安定的に生産していくためには、一般的な栽培に比べ品質や収量の低下が起こりやすいなどの課題を改善していくことが重要であることから、要望に応じて有効な技術の開発に努めるとともに、国立研究開発法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術を適切に組み合わせることなどにより、地域の気象・土壌条件等に適合し、より安定的に収量や品質が確保できる技術体系の構築に努めます。

また、有機農業の取組み等を支援するため、有機農業指導員(普及指導員、営農指導員)を派遣し、農業者に有機JAS認証制度や栽培管理、検査・認証、流通販売に関する指導や助言を行うとともに、有機農業指導員の育成を行います。



#### ⑤ 共通の取組み

環境保全型農業直接支払制度を活用し、炭素貯留効果・地球温暖化防止や生物多様性保全など自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動への支援を行います。

また、土づくりや炭素貯留効果が期待できる堆肥について、県内で製造した堆肥の積極的な利用を促進するため、耕種農家向けに、県内で入手できる堆肥に関する情報をマップにして、ホームページに公開するなどの情報発信を行います。

技術開発を行う農業試験場や、研修施設である農業大学校に堆肥化施設や適正施肥、天敵利用など環境負荷を軽減した栽培の実証・体験のほ場を設置することにより、土づくりや環境に配慮したグリーンな栽培体系への転換を図ります。

### 2) GAPの取組推進

#### ① GAP指導體制の強化

一般的な農業を行う者と同様に、国際水準GAPの実践等による経営改善の取組みを支援するため、普及指導員のJGAP指導員基礎研修等の指導に必要な高い水準の知識を習得するための研修の受講を進め、指導力強化を図りま

す。また、コンサルタントによる指導現場に積極的に立ち会うなどの現場経験を経て、より実践的なノウハウの習得に努めます。

## ② 生産者および生産組織等への普及啓発

国際水準GAPであるGLOBALG. A. PやASIA GAP、それらに準じるJGAPに関する情報収集に努め、GAPチェックシート等の啓発資料の配布や講習会の開催等を通じて、GAPの意義や内容についての理解を深め、GAPを通じた経営改善の意識が高い農業経営者を重点指導対象者とし、ニーズの掘り起こし等により取得の拡大を図るとともに、GAP認証取得に向けて、指導や助言、情報提供を行います。

なお、環境にやさしい農業を行うJAの生産組織等についても、JA香川県と連携し、情報提供や助言を行うなど団体での導入を進めていきます。

## ③ 農業経営体、教育機関における認証取得

次代を担う農業者の経営感覚の醸成や自ら課題解決する能力養成を図るため、環境にやさしい農業を含め、教育機関でのGAPへの取組みを促進するとともに、認証を取得した先進経営体や農業系の教育機関をモデルとし、他の農業者の認証取得を支援します。

## (2) 有機農業を核とした担い手の確保・育成

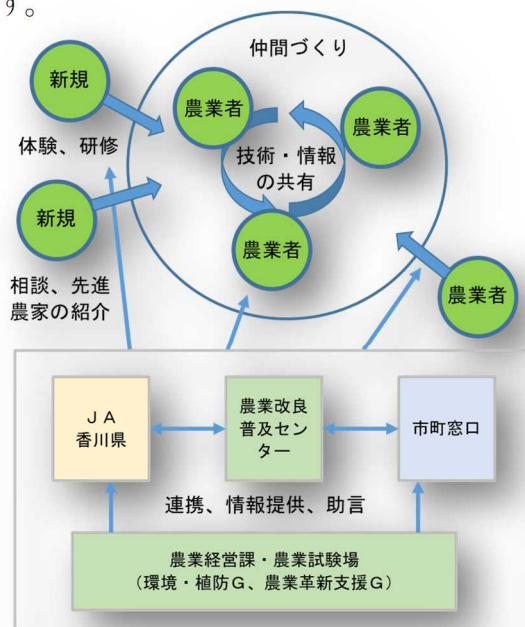
### 1) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

県は、市町や関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や一般的な農業から有機農業へ転換しようとする者に対して、円滑に農業が開始できるよう、就農相談や研修の実施に努めます。また、国や県の施策を活用し、有機農業を行おうとする者のための経営計画の作成から研修の実施に加え、経営の確立までの支援に努めます。

このため、県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携・協力して、必要な情報の提供を行うよう努めるとともに 有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識や技術を習得し業務が行えるよう、有機農業に関する情報の提供や助言等を行います。

### 2) 有機農業者ネットワークや産地づくり

有機農業者間の栽培技術の共有化による生産技術の習得や有機農産物の品目、集出荷ロットの拡大を図るため、有機農業者ネットワークづくりや産地づくりの推進に努めます。





## 2 需要拡大

### (1) 流通・販売について

消費者、流通関係者、実需者の環境にやさしい農業に関する理解促進のため、関係者のコミュニケーション・交流機会を促進します。

- 環境にやさしい農業の意識啓発セミナー(環境保全型農業セミナー)の開催や有機農産物グループのマルシェやイベント等への出展を支援します。
- 市町や有機農業者や有機食品製造者等関係者の意向を踏まえ、有機農産物などの学校給食等への利用促進を図ります。



### (2) 流通業者・消費者の理解について

環境にやさしい農業により生産される農産物の生産、利用の拡大のためには、生産者はもとより流通・加工・販売事業者や実需者や消費者それぞれが正しい知識のもと、情報交換などにより相互理解を深めることが重要であることから、環境にやさしい農業や農産物に対する理解と信頼の増進を図ります。

- 環境にやさしい農業が環境と調和のとれた農業であることや県内の有機農業の取り組み事例、有機農産物における表示のルールなどを広く周知します。
- 消費者に対し、環境にやさしい農産物を選択・購入することは、SDGsの達成や農村景観形成、生物多様性の保全につながる取り組みであることを周知し、理解や関心が深まるエシカル消費を推進します。
- 有機農産物の生産者や団体について、ホームページ等での情報発信を行うことで、消費者が環境にやさしい農業により栽培された農産物を入手しやすい環境づくりに努めます。

#### 〈有機JASマーク〉



有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。



### 【有機農産物とは】

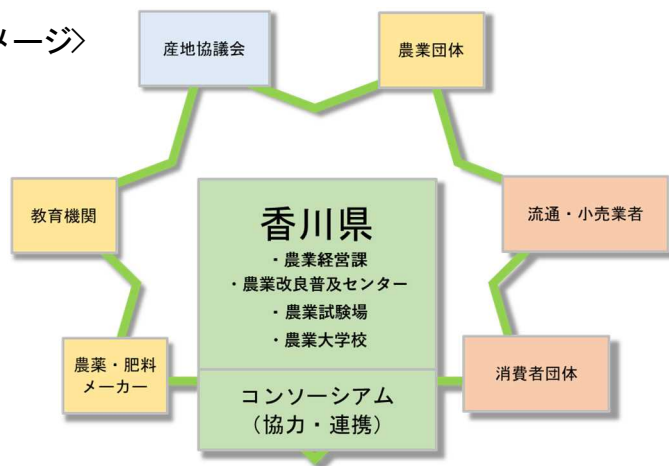
- 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された農産物
- 堆肥等で土づくりを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない
  - 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる
  - 農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減
  - 遺伝子組換え技術を使用しない

## 第4 推進体制

### 1 県の推進体制

本県農業における温室効果ガスの削減や化学合成農薬・化学肥料の使用低減、有機農業の取組みなどで、環境にやさしいグリーンな農業へ転換を図るため、関係団体からなる総合的な推進体制づくりとして、産地の農業者で組織する協議会の組織化を促進するとともに、教育機関や農業団体などの関係者が参画するコンソーシアムを組織し、環境にやさしい農業技術の現場での実証計画や産地戦略の策定のほか、実証結果を踏まえた栽培マニュアルを作成し、生産者や実需者等に広く情報発信を行います。また、消費者への需要喚起を図るため、流通・小売業者とのマッチングや産地間連携のほか、有機農産物における表示のルールや環境にやさしい農産物の選択・購買を促進するエシカル消費などの消費者への周知については、関係部局とも連携し、環境にやさしい農産物の需要喚起を促進します。

#### 〈推進体制のイメージ〉



さらに、新たに環境にやさしい農業に取り組もうとする者が相談できるよう、市町等に相談窓口の設置を促し、関係機関が連携しながら支援できる体制の構築に努めます。

その他、県、市町や農業団体の職員が、環境にやさしい農業を行おうとする新規就農希望者や、一般的な農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導や助言が行えるよう資質の維持・向上に努めるとともに、農業大学校などに環境にやさしい農業の実証ほを設置し、栽培技術の普及に努めます。

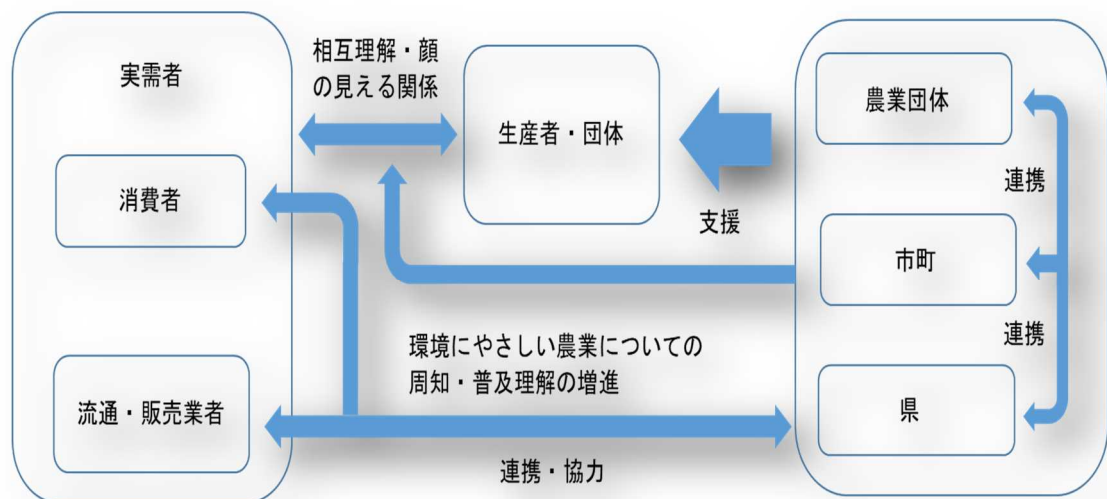
環境にやさしい農業に関する知識や技術は、幅広い知見のもと地域の気象・土壌条件等に適合したものにしていけることが重要であることから、国等が行う研修への参加や情報収集、先進的な有機農業者との連携等により、各農業改良普及センターに配置している有機農業担当者の知識と技術の向上を図り、環境にやさしい農業を志す農業者に対する支援体制の強化に努めます。

## 2 関係機関等との連携

環境にやさしい農産物の生産、需要の拡大のためには、環境にやさしい農業により生産される農産物の生産、流通、販売や消費の各段階において、必要な施策を講じることが必要です。

これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるために、県は、これらの施策を担当する関係機関の連携強化に努めます。

- 市町に対して関係部署間での連携強化を促すとともに、市町が環境にやさしい農業の推進に関する施策の策定や実施を行う際には、必要に応じて指導や助言等を行うなど、県と市町における連携の強化に努めます。
- 有機農業者や環境にやさしい農業の推進に自主的に取り組む民間団体をはじめ、農業団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者等と連携・協力して、環境にやさしい農業の推進に取り組むよう努めます。
- 環境にやさしい農業に関する技術について、県内農業者の栽培技術上の課題の把握に努めるとともに、試験研究機関からの提案や農業改良普及センター、市町、農業団体、その他関係機関等からの要望について、「農業に関する普及・研究・行政連絡会議」等において課題化を検討し、必要に応じて研究開発に取り組みます。
- 環境にやさしい農業の推進に関する施策の策定に当たっては、現地調査や有機農業者との意見交換等により、有機農業者等や消費者等の意見や考え方を把握し、これらを当該施策に反映させるよう努めます。





農林水産省パンフレット「農林水産業×環境・技術×SDGs」より抜粋

# 農林水産業 × 環境・技術 × SDGs

## ～ 農山漁村からはじまるSDGs ～

SDGs（持続可能な開発目標）については、政府全体において「SDGsアクションプラン2019」が策定されており、我が国の国家戦略の軸に据えられています。

農山漁村には、環境・経営の面で持続的な発展を可能とする再生可能エネルギーやバイオマス、在来作物など様々な資源が存在します。加えて、農林漁業者の中には、気候変動の緩和や生物多様性の保全等の取組を日々の活動に組み込み、長年実践している方もいます。これらの恩恵は、都市住民を含め国民全体が受け取っています。

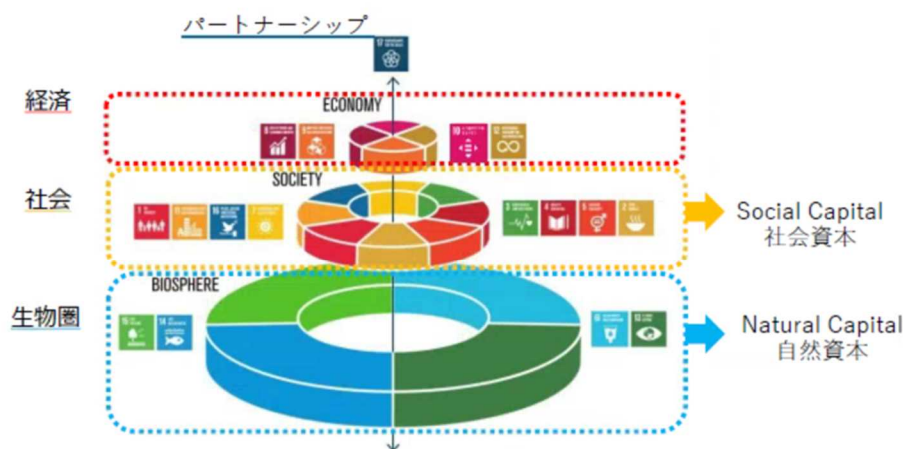
農林水産省としては、環境・技術分野における貢献が期待されること、これらのアクションプラン等を踏まえ、農林水産・食品分野におけるSDGsについて環境・技術分野を中心に幅広い有識者からお話を伺い、そこから得た知見を元に、このパンフレットを作成しました。農林水産業に関するSDGsへの理解が深まり、農山漁村の持続的な発展につながる取組が進むきっかけとしてご利用いただければ幸いです。

## 農林水産業×環境・技術×SDGs とは？

Sustainable Development Goals - 持続可能な開発目標 - とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。

17のゴールを階層化したとき、「環境」は他のゴールの土台となります。「環境」から生み出される様々なものを活かすことで、私たちの社会は成り立っており、「環境」を持続可能なものとしなければ他のゴールの達成は望めません。また、経済的に持続可能な形で「環境」を維持し循環させていくために、様々な「技術」が活用されています。

このパンフレットでは、それらの「環境」や「技術」の観点から、農山漁村で行われているSDGsの取組をご紹介します。



出典：Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockstrom and Pavan Sukhdev, 2016)に加筆  
(<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>)

※自然資本（ナチュラキャピタル）：自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方。森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本のこと。  
詳しくはこちら→[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s\\_keizai\\_renkei.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_keizai_renkei.html)

## 4 生産者 × 消費者



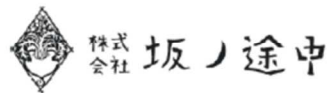
SDGsに貢献する当省の施策の中には、有機農業の推進、生物多様性の保全活動、再生可能エネルギーの推進等、生産者だけではなく、消費者の理解を得ながら共に進めていく必要がある施策が多くあります。

例えば、有機農業の推進にあたっては、消費者の方に環境に配慮した農法で生産されていることや生物多様性の維持・増進などの付加価値をどのように感じてもらえるかが重要になってきます。生産者の伝えたいことをどのように消費者に伝えるか、様々な工夫が必要となります。

### ■ 有機農業 × 新規就農者 × 消費者

関西近郊で農産物の販売を行う「株式会社坂ノ途中」は、【未来からの前借り、やめましょう】をメッセージに、新規就農者を中心とした提携生産者が栽培した農産物の販売や環境負荷の小さい農業を広げることで、持続可能な農業を進めています。

また、自社農場「やまのあいだファーム」も経営し、環境負荷の小さい農業を実践する農業者を支えています。



(出典：坂ノ途中株式会社)



(出典：坂ノ途中株式会社)

加えて、オーガニック・エコ農業に取り組む生産者の販路開拓・買い手の仕入先開拓を促進するため、生産者と実需者（バイヤーや飲食店）をオンライン上で結び付けるサービス「farmO」（ファーム）を（一社）次代の農と食をつくる会と連携して運営しています。

条件や地域に合わせて生産者や買い手を探し、仕入れ先や販路を発見することが可能です。



化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる



適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる



有機食品の購入が持続可能な食料生産への貢献につながる



生態系の維持・生物多様性に貢献できる

※IFOAM（国際有機農業運動連盟）日本の資料をもとに作成。



# みどりの食料システム戦略(抜粋)

## みどりの食料システム戦略(概要)

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月  
農林水産省

### 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

**「Farm to Fork戦略」(20.5)**  
2030年までに化学農業の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

**「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)**  
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

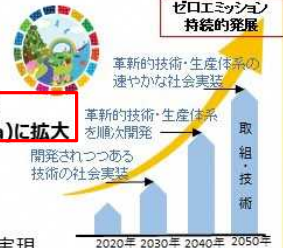
**農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

### 目指す姿と取組方向

#### 2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農業等の開発により**化学農業の使用量(リスク換算)を50%低減**
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減**
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**
- 2030年までに**食品製造業の労働生産性を最低3割向上**
- 2030年までに食品企業における**持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す**
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大**
- 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現**



#### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)  
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)  
※政策手法のグリーン化: 2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。  
2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。  
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。  
※革新的技術・生産体系の社会実装、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。  
地産地消型エネルギーシステムに向けて必要な規制を見直し。

### 期待される効果

#### 経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達)
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

#### 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

#### 環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農業・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画(国連食料システムサミット(2021年9月)など)

## みどりの食料システム(具体的な取組)

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

### 調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

- ～期待される取組・技術～
- 地産地消型エネルギーシステムの構築
  - 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
  - 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
  - 新たなタンパク資源(昆虫等)の利活用拡大等

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

- ～期待される取組・技術～
- スマート技術によるピンポイント農業散布、次世代総合的病害虫管理、土壌・生育データに基づく施肥管理
  - 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
  - バイオ炭の農地投入技術
  - エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
  - 海藻類によるCO2固定化(ブルーカーボン)の推進等

### 消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

- ～期待される取組・技術～
- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
  - 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
  - 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

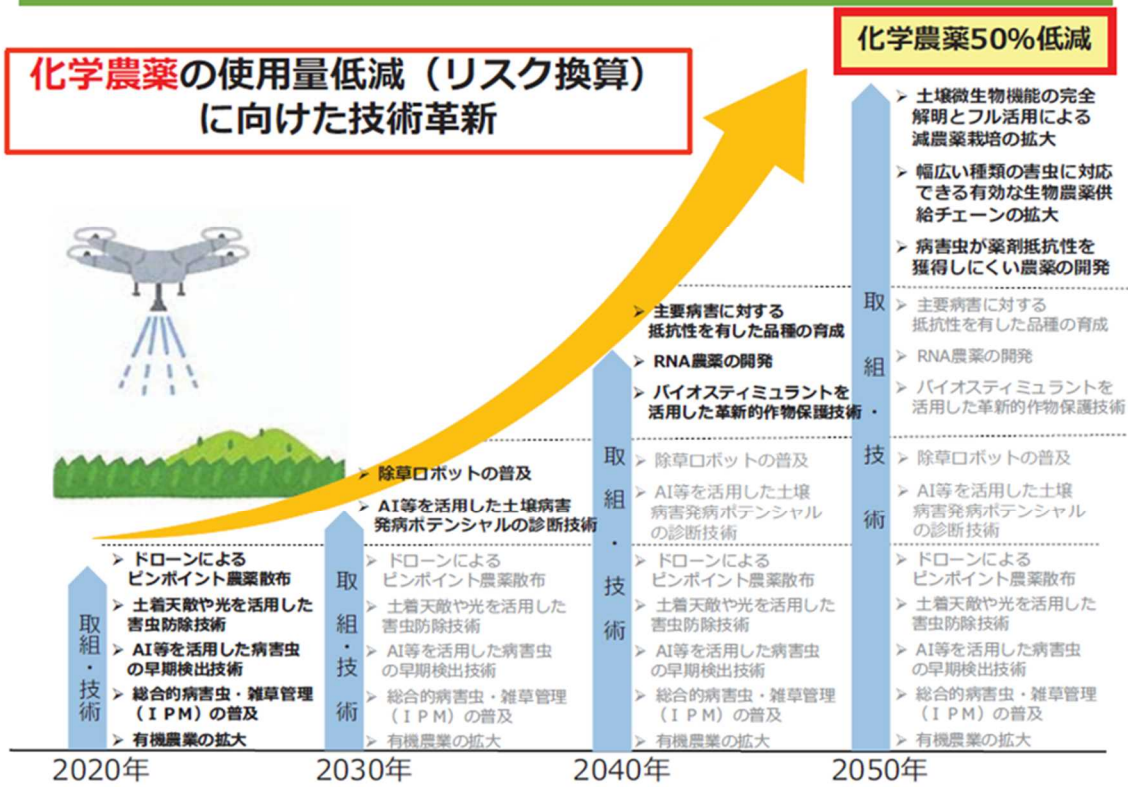
3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

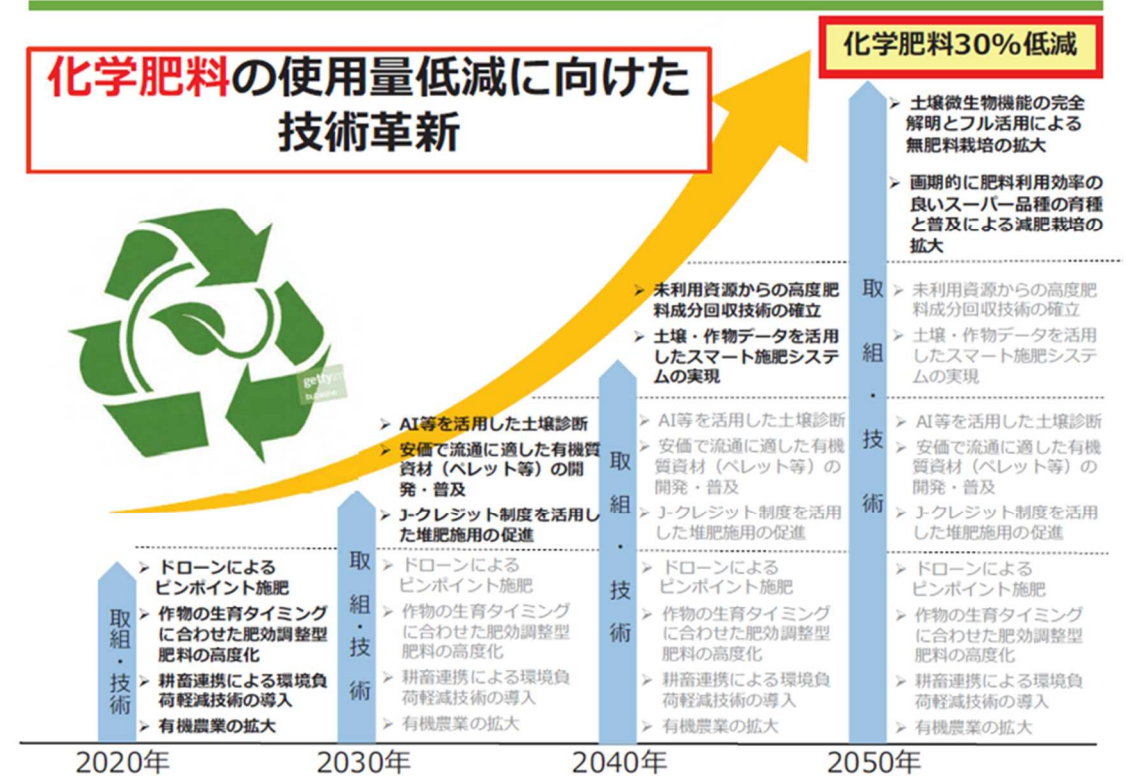
- ～期待される取組・技術～
- 電子タグ(RFID)等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
  - 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
  - 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等



## 化学農薬の使用量低減（リスク換算）に向けた取組



## 化学肥料の使用量低減に向けた取組





## 有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)

### (目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

### (基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者(以下「有機農業者」という。)その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

### (法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則



(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)及び有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正) 3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」の下に、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を加える。

## 用語解説

### ○ 有機農業

平成18年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律」において、定義されている「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」。

### ○ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

### ○ SDGs

令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。SDGsはSustainable Development Goalsの略。

農業は、地球環境と密接に結びついている産業であり、環境保全型農業の取組はSDGsの達成に貢献できる。

### ○ エコファーマー

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

### ○ 環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化防止等を目的とした環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、掛かり増し経費の補助をする制度。平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度となっている。有機農業の取組や、化学合成農薬及び化学肥料の5割低減の取組とセットで堆肥の施用を行う取組など、様々な営農活動が交付金の対象となっている。

### ○ カバークロップ

緑肥のことで、栽培した植物を腐らせずに土壌中にすき込み、肥料にすることをいう。土壌への肥料成分の供給のほか、病害虫や雑草の発生抑制、土壌の塩類集積の改善、土壌の物理性の改善等の効果が期待できる。

### ○ 草生栽培

主に樹園地の土壌管理法として行われ、樹下に麦類や牧草、その他密生する作物を植えること。刈草のすき込みによる有機物の補給、土壌侵食の防止、土壌微生物の増加などによる地力の保全を主目的とする。また状況により、地温調節、着果率の向上や果実の着色、熟期の促進、品質の向上、落果実の損傷防止などのほか、マメ科植物による草生では、空気中の窒素を固定することによって土壌への窒素の補給も期待できる。

### ○ 有機農業者

有機農業の生産方法を用いて農業を行う農業者。

## ○ I P M

Integrated Pest Management の略で、日本語で総合的病害虫管理のこと。農水省の実践指針では雑草管理も含める。予め病害虫・雑草の発生しにくい環境を整え(輪作、抵抗性品種導入、土着天敵利用等)、病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)や粘着板(物理的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を軽減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除体系。

## ○ 有機 J A S 認証

有機農産物の日本農林規格を満たした農産物について、登録認証機関により認証を行う制度。

## ○ エシカル消費

エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のこと。本計画では、環境に配慮し、エコ農産物を意識的に選択・購買することを指す。

## ○ G A P

Good Agricultural Practice の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのこと。

## ○ マルシェ

イベントとして開催される期間限定の市場。

かがわの「環境にやさしい農業」推進計画  
令和4年3月発行

香川県農政水産部農業経営課  
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号  
TEL:087-832-3411  
FAX:087-806-0203  
E-mail:noukeika16300@pref.kagawa.lg.jp